

受験経験者のための戦略的学習法

1. 本試験の合格レベル

基礎的知識で解けるもの (◎) (見たことがある問題)	応用問題	基本的知識から推論・読解力でとける問題 (△)	難問 (細かい知識) (●)								
平成 26 年択一式	TAC 分析による	◎	42 問	△	24 問	●	4 問				
平成 26 年選択式	〃	◎	33 問	△	6 問	●	1 問				

2. 26 年度本試験の特色と対策

《総論》

- ① 基本知識の暗記だけでは対応できない事例式等の問題が出題されている。

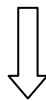


- ・断片的な知識では対応不可能
- ・文章の読解力、問題対応処理能力及び法的思考力が必要

- ② 選択式 労基法で長文の問題が出題されている。

- ③ 択一式の出題形式が多様化した。

- ・通常の問題 《57 問》
- ・組み合わせ問題 《9 問》
- ・個数問題 (新しい形式) 《4 問 労働のみ》



対策

1. 基本条文に関する知識定着
(立法趣旨、意義・要件・効果の記憶)
2. 読解力を高める
3. 推論力を高める



インプットとアウトプットのバランスが重要

《各論》（平成 26 年度択一式問題を例にして）

（１）基本的知識+読解力+問題対応能力

例題 1（択一 雇用 問 1 E）

被保険者が平成 26 年 4 月 1 日に就職し、同年 9 月 25 日に離職したとき、同年 4 月 1 日から 4 月 25 日までの間に賃金の支払の基礎になった日数が 11 日以上あれば、被保険者期間は 6 か月となる。（×正解肢）

《ベースとなる知識》

ただし、当該被保険者となった日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの日数が 15 日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が 11 日以上であるときは、当該期間を 2 分の 1 箇月の被保険者期間として計算する。（法 14 条 1 項ただし書）

例題 2（択一 常識 問 6 C）

経営コンサルタント業をしている A 社からのあっせんを受け、開業社会保険労務士の B 氏が、A 社が受注した C 社の新入社員の健康保険・厚生年金保険の資格取得手続きを行い、その報酬を A 社から受けた場合、A 社（元請け）と開業社会保険労務士の B 氏（下請け）間で当該手続き業務に関する請負契約を締結していれば、開業社会保険労務士 B 氏の行為は、社会保険労務士法に抵触することはない。（×）

《ベースとなる知識》

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でないものは、他人の求めに応じ報酬を得て、第 2 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに掲げる事務を業として行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りではない。（法 27 条）

社会保険労務士は、第 26 条（名称の使用制限）又は第 27 条（業務の制限）の規定に違反する者から事件のあっせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。（法 23 条の 2）

（２）知識の複合的活用

例題（択一 厚年問 5 E）

昭和 24 年 4 月 2 日生まれの在職老齢年金を受給している妻が 65 歳に達した時点で、厚生年金保険の被保険者期間（第 4 種被保険者期間又は船員任意継続被保険者期間でない。）が 35 歳に達した日の属する月以後のみで 18 年となった場合、加給年金額の対象となる夫がいれば、加給年金額が加算されることになる。（○正解肢）

《ベースとなる知識》

- ・ 加給年金額の要件
- ・ 中高齢の特例

3. 受験経験者の学習法（具体例）

- ・ 点の知識を線の知識にする

労基法 40 条

別表第 1 号から 3 号まで、第 6 号及び第 7 号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第 32 条から第 32 条の 5 までの労働時間及び第 34 条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定め※をすることができる。ただし、この別段の定めは、労働基準法で定める基準に近いものであって、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

※ 例

則 25 条の 2、1 項→1 週間の法定労働時間 44 時間

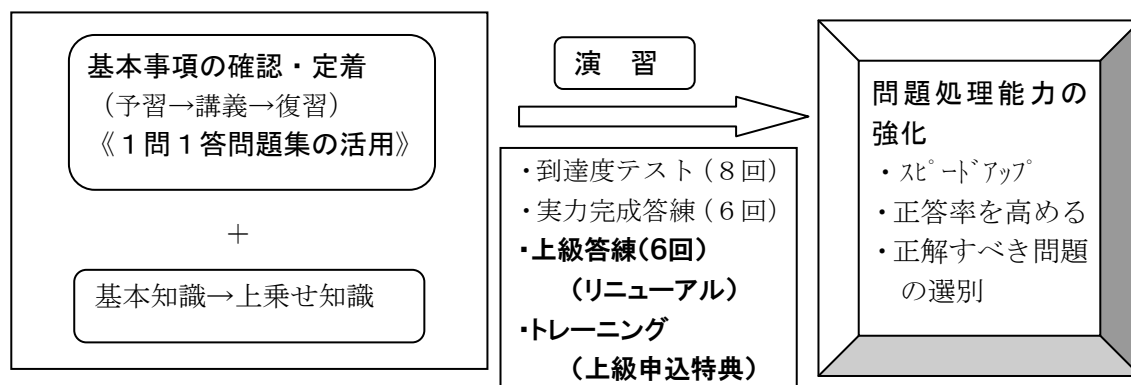
則 31 条→一斉付与の例外（労使協定がなくても休憩を一斉に与えないことができる）

労基法 60 条 1 項

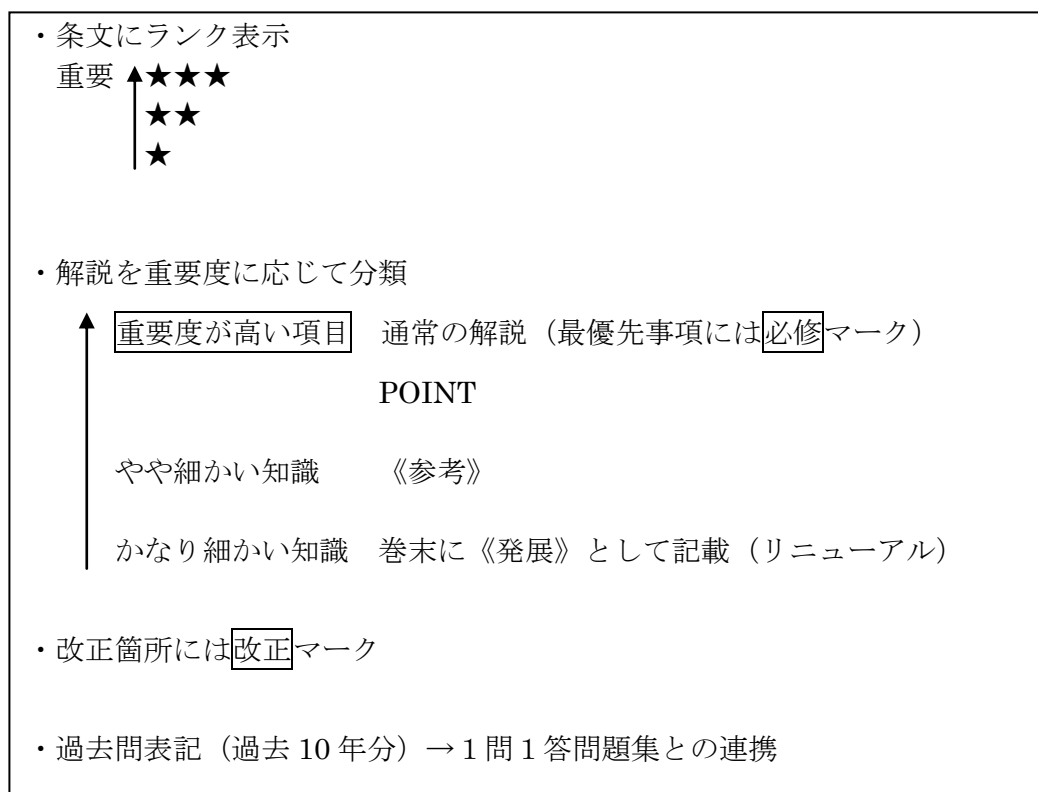
第 32 条の 2 から第 32 条の 5 まで（変形労働時間）、第 36 条（労使協定による時間外及び休日労働）及び第 40 条（労働時間及び休憩の特例）の規定は、満 18 才に満たない者については、これを適用しない。

4. 学習方法（初学者との相違点）《上級本科カリキュラムをベースに》

① スタート時点から応用力強化＋演習



② 優先順位をつけた学習（ハイレベルテキストの特色）

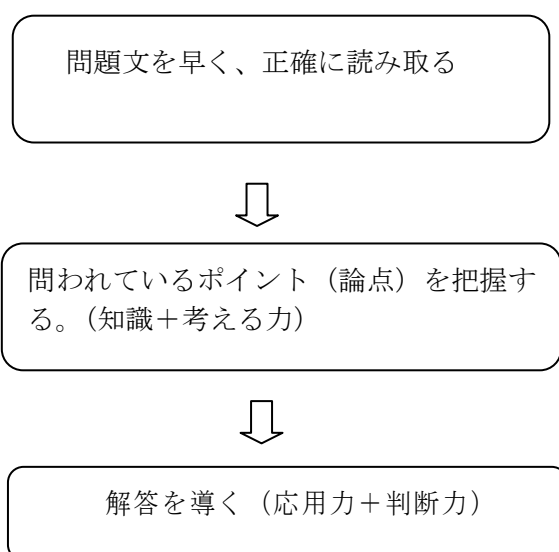


③ 苦手科目の先行学習

④ 横断的視点

5. 目的意識をもった学習

（問題を解くプロセス）



（学習のプロセス）

